

ARGO 利用規約

本利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、ARGO（以下、「当クラブ」といいます。）が提供する施設およびサービスの利用条件を定めるものです。

会員および利用者（以下、「利用者」といいます。）は、本規約を遵守し、安全かつ快適に施設を利用するものとします。

当ジムの施設を利用することにより、利用者は本規約の内容に同意したものとみなされます。本規約に同意いただけない場合は、施設のご利用をお控えください。

第1条（適用範囲）

本規約は、当クラブの施設およびサービスを利用するすべての利用者に適用されます。利用者は、当ジムの定める規則、スタッフの指示、およびその他の関連する規約・ガイドラインを遵守するものとします。

また、当クラブは、必要に応じて本規約を改定することができるものとし、改定後も施設を利用する場合、利用者は改定内容に同意したものとみなされます。

第2条（会員制度）

当クラブは会員制とします。

当クラブに入会される方は、本規約を承諾し、入会申込書・誓約書等を提出し、(Web上の申込み等電磁的媒体・記録による場合を含み、以下「入会申込書等」といいます。)を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより当クラブへの入会が認められ、当クラブの諸施設を利用することができます。

第3条（入会資格）

- (1) 本規約および当クラブの諸規則を遵守できない者。
- (2) 本申込を行う者が、申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない者。
- (3) タトゥー（タトゥーと判別が困難なペンティング等を含みます。）のある者で、当クラブ内（施設のみならず、駐車場、駐輪場、その他の敷地を含みます。以下同様。）においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者。

- (4) 過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者と F C 本部または加盟店が判断した者。
- (5) 医師等により運動を禁じられてる者。
- (6) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者。
- (7) 所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられている者。
- (8) その他、当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者。

第 4 条（会費）

- (1) 会費、その他の費用（以下「会費等」といいます。）を定めるものとします。
会員は、会費等が加盟店により異なることを理解します。
- (2) 会員は、会費を、原則クレジットカードで支払うものとします。
支払い期間は、在籍する翌月分を、当月 27 日までに支払うものとします。
但し、入会時の初回支払時期については別途定めます。
- (3) 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等をすべて支払う義務があります。一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて一切返還をしません。
- (4) 当クラブは、会費等の改定をおこなうことができます。その場合は 1 ヶ月前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。
- (5) 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、加盟店は、会員に対し、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に年 14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費等その他の債務と一括して、当クラブが指定する方法で支払いを求めることができるものとします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第 5 条（入退館 QR コード）

- (1) 当クラブは、会員に対し hacomono マイページから QR コードを交付します。
- (2) 会員がクラブ諸施設に入る際には、当該会員に交付された QR コードを提示するものとし、会員本人がスマートフォン等で QR コードを表示できない場合は、施設内に立ち入ることはできません。
- (3) QR コードは公布された会員本人のみが使用し、他の者が使用することはできません。
- (4) 会員は、QR コード、マイページのアカウント情報を第三者と共有することはありません。

万が一、QRコード、マイページ情報の共有が発覚した場合は強制退会、刑事告発の対象となります。

- (5) 会員が他者による不正入場を幫助した場合、当該会員は当施設の強制退会の対象となるほか、刑事告発または民事訴訟の対象となることがあります。

また、不正入場者とともに施設を利用しトレーニングを行ったグループや関係者についても、同様に責任を問われる場合があります。

当施設の安全および秩序を維持するため、すべての会員様に対し、本条の遵守をいただきます。

第6条（会員以外の施設の利用・ビジター利用）

当クラブはビジターに当クラブを使用させることができます。

会員、ビジター利用者以外の者による施設利用を認めておりません。

- (1) ビジター利用について利用料を支払うこと。
- (2) ビジター利用に関しても本規約を承諾したものとします。

第7条（遵守事項）

会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。

- (1) 施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上ルール、および当クラブの説明並びに指示に従わなければなりません。
- (2) 当クラブの利用時は、常に当クラブが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。
 - ① ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット（びょう）のついている衣服、履物または服飾品。
 - ② サンドル、草履、または長靴。
 - ③ 裸足。
 - ④ ヒールが高い、または滑りやすい履物。
 - ⑤ スパイクシューズ等、施設または器具を傷つける可能性のある履物。
 - ⑥ その他、当クラブまたは、加盟店がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品。
- (3) 当クラブ内において、以下の行為は禁止されてます。
 - ① 営利目的または宗教に関すると評価される勧誘、広告等の活動、その他当クラブの目的と反する活動を行うこと。
 - ② 法律で禁止された薬物等を使用すること。
 - ③ 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、または、

そのように評価される活動を行うこと。

- ④ 本規約に基づき当クラブの利用を認められないものを同伴させること。
- ⑤ タトゥー（タトゥーと判別が困難なペンティング等を含む）を露出させること。
- ⑥ 施設、器具または什器を故意または過失により破損すること。
- ⑦ 大声または奇声を発すること。
- ⑧ 他の会員、ビジター、当クラブのスタッフに対して暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる言動をすること。
- ⑨ 当クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること。
- ⑩ トレーニング目的以外での入館（居住等）

第8条（入館の禁止、強制退会）

当クラブは以下の各号のいずれかに該当する方につき、相当期間の入館の禁止または強制的に退会を命じることができます。（強制退会の場合利用月の途中でであっても一切の返金はしない。ただし、利用していない月の会費については返金する。今後一切の利用を禁止する。）

- (1) 本契約、および当クラブの諸規則を遵守しない者。
- (2) 第3条に定める入会資格を欠いていると判断した者。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者。
- (3) 当クラブにおいて飲酒等により正常な施設利用ができないと判断した者。
- (4) 当クラブにおいて著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者。
- (5) 当クラブの承諾なく QR コードを持たずに入館した者。
- (6) 本規約の手続きに従わずビジターを入館させた者および入館したビジター。
- (7) 自己都合により会員等の全部または一部を2か月間滞納し、または会費等の全部または一部を支払わない月が2か月連続した者。
- (8) 当クラブが入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者。
- (9) 他の会員様やスタッフに対する待ち伏せ、付きまとい又はみだりに話かける。個人的交友の共有等の行為。
- (10) スタッフに対しトレーニング時間外に連絡を行うこと。（パーソナルトレーニングのクライアントは対象外とする。）
- (11) 面談、電話、SNS、メール等によってスタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (12) その他スタッフの再三にわたる注意を聞き入れない場合。
- (13) 第7条（遵守事項）が守られない場合

第9条（キャンペーン特典での入会の注意点）

キャンペーン特典とは、入会時における、会費等の値引き、その他商品の供与等の特典を指します。

入会時のキャンペーン特典は、6ヶ月以上継続して利用することを適用条件とするものとし、キャンペーン特典を適用した会員は、本クラブがキャンペーンごとに定める条件を遵守しなければならないものとします。

キャンペーン特典を適用して入会した会員が、6ヶ月以上の継続利用を満たさずに会員種別の変更、休会等、退会をする場合は、キャンペーン特典による値引き分（正規料金との差額）を支払わなければならないものとします。

第11条（退会）

- (1) 会員が本クラブの退会を希望する場合は、本クラブが別に定めた期日（以下「退会届出期日」といいます。）までにその旨を本クラブに申し出るとともに、本クラブ所定の退会届を提出しなければなりません。
- (2) 退会届出期日10日までに退会を届け出た場合は、最短で届出月月末の退会となるものとします。10日を過ぎて届け出た場合はよく月末の退会とします。
- (3) 費等の未納がある場合は、退会届の提出までに完納しなければなりません。

第12条（個人情報の取り扱い）

当クラブは、個人情報の重要性を認識し、保護の徹底を図るため、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護に関するガイドライン、その他関連する法令等を遵守するとともに、個人情報を、以下の通りに扱います。

- (1) 当店は、下記の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を保有させて頂きます。
 - ①会員の氏名、年齢、性別、年月日、住所、電話番号、勤務先、緊急連絡先、家族構成、メールアドレス、顔写真
 - ② 当クラブの入館履歴、施設内のセキュリティカメラ映像
 - ③ 運転免許証、パスポート、健康保険証等、会員の身分を証明する書類の記載事項
 - ④ その他各種セミナー等の受講に伴う必須記録事項
- (2) 当クラブは、個人情報を以下の目的に利用いたします。
 - ① 会員の本人確認
 - ②入会後の魁夷に対する当クラブのイベント等の案内および通知
 - ③ 当クラブ利用料金の請求

- ④ 当クラブからの連絡やお問合せへの対応のため
- (3) 当クラブは、以下のいずれかに該当する場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供いたしません。
 - ① 会員からの予め同意をいただいた場合
 - ② 上記(2)③で上げている利用目的の達成に必要な範囲内において外部委託した場合
 - ③ 統計的なデータ等会員個人を識別できない状態で提供する場合
 - ④ 法令に基づく提供を求められた場合
 - ⑤ 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、会員の同意を得ることが困難である場合
 - ⑥ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員の同意を得ることが困難である場合
 - ⑦ 国または地方公共団体等が法令の定める事務をするうえで協力する必要がある場合であって、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 会員が本人の個人情報を照会・修正・削除を希望する場合には、当クラブは本人であることを確認の上、合理的な期間、範囲において対応いたします。

第13条（怪我、事故等を回避するための諸注意）

- (1) 会員は、筋力トレーニングなど本施設における各種活動の中には、怪我、体調の急変およびそれに付随する重篤な体調不良または疾病の発生、用具の破損、床濡れによる転倒等、各種人的・物的事故またはそれらの危険を伴うメニュー、状況があることを認識するものとします。
また、体調に不安のあるお客様、服薬・通院されているお客様は、ご自身で医師に相談・判断のうえ自己責任において運動を行うものとします。
- (2) 当クラブは、前項のメニューの実施に際し、お客様が安全にお楽しみいただけるよう十分に配慮するものとします。
- (3) 会員は、ご自身の体調や状況を踏まえて、自己や他のお客様の怪我、事故等を回避するよう注意するものとします。
- (4) 会員は、当社スタッフや指導者から怪我、事故等の回避のための指示、要請を受

けたときは、それに従うものとします。

- (5) 会員が本施設を利用する際に生じた怪我、事故等に対して、当クラブは、当クラブに故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとします。

お客様同士の行為によって怪我、事故等が生じたときは、お客様同士の責任と費用においてこれを解決するものとします。

- (6) 被害にあわれた会員が、当社や被害を与えたお客様に対して損害の賠償を請求した場合といえども、当社や被害を与えたお客様について故意または過失が認められないときには、必ずしも補償が受けられるわけではないことを、また、その場合にお客様に発生した損害（怪我の治療費や休業損、後遺症等を含む）は、お客様自身が負担する必要があることを認識するものとし、お客様は、必要と認めるときは、自己の責任と負担で傷害保険に加入するなど、怪我、事故等についての補償を受けられる措置をとるものとします。
- (7) 当社は、お客様が損害保険に加入していないことに伴う一切の不利益について責任を負うものではありません。

第 14 条（不可抗力による営業時間の変更、営業の休止および閉鎖）

- (1) 当クラブは、火災、停電、電力制限、地震、津波、噴火、洪水、台風、雪害、高潮、戦争、動乱、暴動、騒乱、その他本クラブの責めに帰さない事象が発生した場合、本クラブの営業時間を変更、本クラブの営業の全部もしくは一部を休止または本クラブを恒久的に閉鎖することができます。
- (2) 前項の場合、当クラブは、当クラブの会員に対し、原則として事前に通知するものとします。但し、やむを得ない場合においては事前の通知を省略することができるものとします。
- (3) 第 1 項の営業時間の変更、営業の休止または閉鎖により、会員または第三者に損害が発生したとしても、会社および本クラブは一切の責任を負わないものとします。
- (4) 第 1 項の営業時間の変更、営業の休止により、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。

第 15 条（解散）

- (1) 当クラブは、前条第 1 項の不可抗力による場合を除き、やむを得ない事情による場合には、本クラブの会員に対し、3 ヶ月前に書面によって通知することにより、本クラブを解散することができます。
- (2) 前項の場合、会社は、会員に対する特別の補償は行わないものとします。

第 16 条（報告義務および会員資格の一時停止）

- (1) 会員は、以下の各号に該当した場合、当クラブを利用する前に当クラブにその旨を速やかに報告しなければなりません。
 - ① 妊娠していることが判明したとき。
 - ② 怪我または疾病により医師から運動、入浴等を禁じられたとき。
 - ③ その他正常な施設利用ができないことが判明したとき。
- (2) 当クラブは、前項各号の報告を受けた場合、当該会員の会員資格を一時的に停止（休会）することができます。
- (3) 第 1 項各号の報告により会員資格の一時停止を受けた会員が、運動および正常な施設利用が可能であることを証する医師の診断書等を持参し、会社所定の同意書等に署名しない限り、本クラブは、当該会員資格の一時停止を解除しないものとします。
- (4) 会員が、第 1 項各号の報告を怠りまたはその事由を隠匿して本クラブを利用した場合、それに起因して会員本人または第三者に生じた損害について、本クラブは一切責任を負わないものとします。
- (5) 第 1 項各号の事由により、または会員による第 1 項各号の報告もしくは第 3 項の会員の対応の遅延により、当該会員が本クラブを利用できなかったとしても、当該会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。

第 17 条（休会）

- (1) 会員は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、当クラブに来店し、所定の休会届の記入による手続きを行った上で、月単位でクラブを休会することができる。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。

- (2) 休会手続は、休会開始を希望する月の前月 10 日までに行うものとし、その場合、休会開始希望月の 1 日より休会扱いとします。
各月の 11 日以降に休会手続がとられた場合は、翌々月の 1 日より休会扱いとなります。
- (3) 休会する会員は、別に定める休会費を支払うものとしします。
- (4) 本条の休会手続が完了しない場合は休会扱いとなりませんので、当クラブのご利用がなくても通常の会費等が発生します。
- (5) 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位でクラブに復帰扱いとなります。
その場合、復帰月から通常の会費等を支払うものとしします。

第 18 条（規約の改定）

当クラブは、本規約等その他本クラブの運営、管理に関する事項を必要に応じて改定することができ、その効力は全ての施設利用者に及ぶものとしします。
また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

2025 年 5 月 14 日改訂